

## ななえ空き家・空き地バンク制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、七飯町内における空き家及び空き地の有効活用を通して、市街地の空洞化防止、景観及び防犯対策等を図るため、ななえ空き家・空き地バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住していない良好な管理状態にある一戸建ての住宅(近く居住しなくなることが確実であるものを含む。)及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 市街化区域内(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう。)の住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地(近く更地となることが確実であるものを含む。)をいう。
- (3) 所有者 空き家又は空き地に係る所有権その他の権原により当該空き家又は空き地の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) ななえ空き家・空き地バンク制度 空き家又は空き地の売買又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供する仕組み(以下「空き地バンク制度」をいう。)をいう。
- (5) 不動産業者 空き地バンク制度に登録された情報の提供を受け、空き家又は空き地を調査し、交渉及び契約を仲介できる町内宅地建物取引業者のうち当該制度の趣旨を理解し町と協定を結んだ町内協力不動産業者をいう。

### (運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き地バンク制度以外による空き家及び空き地の取引を妨げるものではない。

### (空き家等の情報の登録)

第4条 空き地バンク制度への情報の登録を希望する所有者は、ななえ空き家・空き地バンク登録申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等について審査し、支障がないと認めたときは、空き地バンク登録台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に連絡するものとする。

### (登録内容の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の連絡を受けた所有者は、当該登録事項に変

更があるときは、遅滞なく変更の内容を町長に届け出なければならない。

(登録内容の抹消)

第6条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳から当該空き家又は空き地に係る内容を抹消する。

- (1) 空き家又は空き地に係る所有権その他の権原に異動があったとき。
- (2) 所有者が登録の抹消を希望したとき。
- (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき(経過後改めて登録申込みを行った場合を除く。)
- (5) その他登録することが適当でないと町長が認めたとき。

2 登録内容の抹消を希望する所有者は、ななえ空き家・空き地バンク登録抹消届(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(登録情報の公開・提供)

第7条 町長は、登録された情報のうち、次に掲げるものを町のホームページ等において公開し、また、希望する者に対し提供できるものとする。

- (1) 物件所在地
- (2) 売買又は賃貸区分
- (3) 希望価格
- (4) 物件(建物・土地)状況
- (5) 特記事項

(空き家バンクの利用申込等)

第8条 利用希望者は、ななえ空き家・空き地バンク利用申込書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合、その申込みの内容を所有者及び不動産業者に連絡するものとする。ただし、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合にあっては、この限りではない。

(所有者と利用希望者の交渉等)

第9条 町長は、所有者と利用希望者が行う空き家又は空き地に関する売買又は賃貸借の交渉又は契約については、不動産業者が行うものとし、町はこれに関与しないものとする。

(秘密の保持)

第10条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。